



給料が下がる 「60歳の壁」をどう乗り越えるか

濱口桂一郎・労働政策研究・研修機構労働政策研究所長

2024年1月29日



公園で清掃の仕事をする人たち＝東京都江東区で2023年2月17日、和田大典撮影

定年を過ぎて働き続けた時に、給料が下がる慣行があります。どう考えるべきでしょうか。

労働政策研究・研修機構労働政策研究所長の濱口桂一郎さんに聞きました。【聞き手・須藤孝】



—一定年を過ぎて継続雇用になると給与が大幅に下がる場合があります。

◆建前としては現在の賃金制度は能力給とされています。60歳で給与が大幅に下がるのは論理的にはおかしいことです。

—訴訟も提起されていますが、一方で受け入れる人も多くいます。

◆本音では生活給だと思われるからでしょう。

年功序列的な賃金では、就職してから定年までの間の貢献度と総人件費が対応しています。若い時は低く、その分、中高年になると高くなります。

しかし、定年後も高いままだと、この仕組みは持ちません。いままで生きてきた年功序列的な賃金システムを考えれば、しょうがないな、と感じる人が多いのでしょうか。

「B級労働者」でいいのか

——ただ、高齢者の働き方は変わっています。

◆これまでは、60歳から65歳までの働き方は、60歳までに付け加わったものと思われてきました。

しかし、高齢者雇用安定法ではすでに70歳までの雇用が努力義務になっています。いずれは70歳まで働くことが普通になるでしょう。

今のように、60歳以後に大きく賃金を下げるのでは、社会の中で大きな割合を占める高齢者層が、不満を持ったまま働くことになります。社会全体としては良いことではありません。

60歳以降を「B級労働者」のような扱いをすることがいいことなのか。今でもある問題ですが、より大きな問題になっていくでしょう。



高齢者サッカーで、懸命にボールを追う選手たち。全員70歳以上だ＝兵庫県三木市の三木総合防災公園で2023年12月16日、長谷川直亮撮影

――時代の変化に追いつけていないということでしょうか。

◆若い人が多かった時代には、中高年になれば、誰もがいずれ先輩のように高い給料がもらえると思わせるやり方も可能でした。

年齢構成が変わった今も続けているから、日本の賃金制度が複雑怪奇になってしまいました。一定の年齢以上になると、いかに賃金を引き下げかに苦心するようになっていきます。

実際には、定年と称していったん雇用契約を終了し、それまで積み上げたものを精算して、その時点での貢献に見合った賃金額にまで大幅に引き下げているのです。

フラットな処遇

――定年後の高齢者だけの問題ではありませんね。

◆よく女性の問題は女性だけの問題ではないと言います。高齢者も同じです。

定年前の中高年期に、貢献の度合いに比して給料が高すぎるという問題があるから、定年後の「60歳の壁」があります。

壁を無くして65歳、あるいは70歳までフラットにしようとするなら、全体を変えなければなりません。

――60歳以降もそれ以前と同じに考えるべきなのでしょうか。

◆難しい問題です。年齢による自動昇給を無くして、65歳、あるいは70歳までフラットに処遇するというのは理論的には正しい議論です。

しかし、まさに今、中高年の人たちにとっては約束違反です。若い時には安い給料で我慢していたのに、なぜ自分たちが中高年になった時には年齢と無関係にフラットになるのか、と思うのは当然です。

もっとも、高齢者人口が増えていくなかでは、70歳まである程度の賃金を保障しようとする、中高年の部分から削って持ってくるしかありません。

最終的には、ある時点から年齢とは無関係に処遇するコースに変えていくことが長期的には持続可能な方法だとは思いますが。

ただし、全体としては合理的でも、対象になる特定の世代（現在の中高年）にとっては不合理に思えるでしょう。社会的にどこまで可能なのかという問題は残ります。

――フラットな処遇自体が悪いわけではありません。

◆長く働くことができ、実際にした仕事に応じた給料がもらえる仕組みになるならば、それはそれで安定した社会になるのではないのでしょうか。

頑張った人は頑張っただけもらえばよく、頑張らなくても、仕事をした分は給料がもらえます。

そのほうが楽な生き方だと考える人も多いと思います。特に今の若い人はそうした考え方ではないでしょうか。

今の若い人が高齢者になる頃はそれが当たり前になっている可能性は高いと思います。



濱口桂一郎さん

[＜政治プレミアトップページはこちら＞](#)



濱口桂一郎

+ フォロー

労働政策研究・研修機構労働政策研究所長

1983年3月東京大学法学部卒業、同年4月労働省入省、2003年7月東大大学院法学政治学研究科付属比較法政国際センター客員教授、05年7月政策研究大学院大学教授、13年7月労働政策研究・研修機構客員研究員、17年4月から現職。専門は労働法政策。著書に「ジョブ型雇用社会とは何か」（21年、岩波新書）。

毎日新聞のニュースサイトに掲載の記事・写真・図表など無断転載を禁止します。著作権は毎日新聞社またはその情報提供者に属します。

画像データは（株）フォーカスシステムズの電子透かし「acuagraphy」により著作権情報を確認できるようになっています。

Copyright THE MAINICHI NEWSPAPERS. All rights reserved.